

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

<令和8年3月25日現在>

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	福知山市
代表者名	福知山市病院事業管理者 阪上 順一
所在地・連絡先	(所在地) 京都府福知山市厚中町231番地 (電話) 0773-22-2101 (FAX) 0773-22-6181

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションおおえ
所在地・連絡先	(所在地) 京都府福知山市大江町河守186番地 (電話) 0773-56-0101 (FAX) 0773-56-0187
事業所番号	2662690110
管理者の氏名	榎岡 真由美

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			事業所の管理業務・ 職員の指導等
看護職員(看護師)	4	2	1	1		訪問看護業務

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	福知山市域、舞鶴市岡田地区
------------	---------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平日(月曜日から金曜日)
営業時間	8:30~17:15

※ 営業しない日： 土・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

サービス提供日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	8：30～17：15

3. サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害等の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔保持 ③ 食事及び排泄等日常生活のお世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ ターミナルケア ⑥ 認知症患者の看護 ⑦ 療養生活や介護方法の指導 ⑧ カテーテルなどの管理 ⑨ その他、医師の指示による医療処置

■ 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治医の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4. 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者様の負担額（一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割）となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】（別添①参照）

■訪問看護

（地域区分 1 単位：10 円）1 割負担の場合

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
看護師 による 場合	20分未満	314単位	3,140円/回	314円/回
	20分以上 30分未満	471単位	4,710円/回	471円/回
	30分以上 1時間未満	823単位	8,230円/回	823円/回
	1時間以上 1時間30分未満	1,128単位	11,280円/回	1,128円/回

■介護予防訪問看護

（地域区分 1 単位：10 円）1 割負担の場合

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
看護師 による 場合	20分未満	303単位	3,030円/回	303円/回
	20分以上 30分未満	451単位	4,510円/回	451円/回
	30分以上 1時間未満	794単位	7,940円/回	794円/回
	1時間以上 1時間30分未満	1,087単位	10,870円/回	1,087円/回

■訪問看護加算項目

夜間（午後6時から午後10時） 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

	加算種類		加算種類
A	緊急時訪問看護加算 ※契約要（別添②参照）	E	長時間訪問看護加算
		F	複数名訪問加算（I）
B	特別管理加算（I） 特別管理加算（II）	G	サービス提供体制強化加算II
		H	ターミナルケア加算
C	退院時共同指導加算	I	看護・介護職員連携強化加算
D	初回加算（I）（II）		

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5 km未満	400円・・・①
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道5 km以上	① に加え1 kmごとに50円加算

■その他の費用

・サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

・死後の処置料 11,000円（税込）※希望者のみ

■利用料等のお支払方法

毎月月末締めで翌月に請求をいたします。入金確認後、領収書を発行します。

現金支払い、口座振替等、支払い方法については、随時ご相談ください。

5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供する。

(2) 運営方針

要介護状態等にある利用者様の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健福祉サービス、居宅介護支援事業所等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 相談窓口	窓口責任者 榎岡 真由美 受付時間 8:30～17:15 連絡先 電話 0773-56-0101 FAX 0773-56-0187 面接（当事業所2階相談室）
福知山市役所健康福祉部 高齢者福祉課介護保険係	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 土日祝日除く 電話番号：0773-24-7013
舞鶴市福祉部 高齢者支援課	受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:00 土日祝日除く 電話番号：0773-66-1013
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係相談担当	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 土日祝日除く 電話番号：075-354-9090 Fax：075-354-9055

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8. 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

9. 感染対策の強化

事業所において感染症が発生、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 虐待防止

事業所は利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は利用者様が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

11. 身体拘束の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- (1) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束等の適正化のための方針を整備する。
 - ③ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

12. 業務継続へ向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 個人情報の保護及び秘密の保持について（別添③参照）

- ※ 事業所は、利用者様及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者様及びそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報をを用いる場合は利用者様の同意を、利用者様のご家族の個人情報をを用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

14. サービスの第三者評価について

- ※ 事業所は実施状況提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点からの評価を行っておりません。

15. サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	()
	住所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院(診療所)名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者様に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

重要事項説明の年月日： 令和 年 月 日

事業者 所在地 京都府福知山市大江町河守186番地
事業所名 訪問看護ステーションおおえ
事業所番号 2662690110

説明者 職名 看護師

氏名

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

重要事項説明の年月日： 令和 年 月 日

利用者本人 住 所

氏 名

(署名・法定)代理人 住 所

(続柄) 氏 名

訪問看護・介護予防訪問看護 料金表

別添①

令和6年6月1日変更

種類	自己負担額	
	訪問看護 (上段1割/下段2割・3割)	介護予防訪問看護 (上段1割/下段2割・3割)
訪問看護Ⅰ1 (20分未満)	314円/回 628円/回・942円/回	303円/回 606円/回・909円/回
訪問看護Ⅰ2 (20分以上30分未満)	471円/回 942円/回・1,413円/回	451円/回 902円/回・1,353円/回
訪問看護Ⅰ3 (30分以上1時間未満)	823円/回 1,646円/回・2,469円/回	794円/回 1,588円/回・2,382円/回
訪問看護Ⅰ4 (1時間以上1時間30分未満)	1,128円/回 2,256円/回・3,384円/回	1,090円/回 2,180円/回・3,270円/回
緊急時訪問看護加算Ⅰ(月額)	600円/月 1,200円/月・1,800円/月	600円/月 1,200円/月・1,800円/月
緊急時訪問看護加算Ⅱ(月額)	574円/月 1,148円/月・1,722円/月	574円/月 1,148円/月・1,722円/月
特別管理加算Ⅰ(月額)	500円/月 1,000円/月・1,500円/月	500円/月 1,000円/月・1,500円/月
特別管理加算Ⅱ(月額)	250円/月 500円/月・750円/月	250円/月 500円/月・750円/月
長時間訪問看護加算	300円/回 600円/回・900円/回	300円/回 600円/回・900円/回
複数名訪問看護加算Ⅰ(30分未満)	254円/回 508円/回、762円/回	254円/回 508円/回・762円/回
(30分以上)	402円/回 804円/回・1,206円/回	402円/回 804円/回・1,206円/回
ターミナルケア加算	2,500円/死亡月 5,000円・7,500円/死亡月	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3円/回 6円/回・9円/回	3円/回 6円/回・9円/回
看護・介護職員連携強化加算	250円/回 500円/回・750円/回	250円/回 500円/回・750円/回
初回加算(退院共同指導加算は算定できない)	300円/初回時 600円・900円/初回時	300円/初回時 600円・900円/初回時
初回加算(Ⅰ)	350円/退院した日 700円・1,050円/退院した日	350円/退院した日 700円・1,050円/退院した日
退院共同指導加算(初回加算算定できない)	600円/退院時 1,200円・1,800円/退院時	600円/退院時 1,200円・1,800円/退院時

実費負担

交通費 (5km 未満→ km) (5km 以上→ km) (通常の事業の実施地域を越えた場合)	① 400 円/片道 ② ①400 円+50 円× km=
※死後の処置料	1 1,000 円/回

〈訪問看護・介護予防訪問看護加算項目〉

	種類	内容
A	緊急時訪問看護加算 ※契約要(別添②)	営業時間に関わらず常時連絡をとれる体制をご希望の場合、利用者の同意のもとに相談や緊急時訪問等を必要に応じ行う場合。
B	特別管理加算(I) 特別管理加算(II)	以下の状態にある利用者に対し、計画的な管理を行なった場合。 <ul style="list-style-type: none"> 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
C	退院時共同指導加算	<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方に対して、指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、主治医等と共同して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。 退院又は退所後の初回の訪問看護の際、1回(特別な管理を要するものである場合、2回)に限る。
D	初回加算(I) 初回加算(II)	<p>(I) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合。初回の訪問看護を行った月に算定。 利用者が過去2カ月間、当該事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を受けていない場合で、新たに訪問看護計画書を作成した場合。</p> <p>(II) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合。</p>
E	長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を越える場合。
F	複数名訪問加算 I	利用者の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為

		等が認められ、1人の看護師等での対応が困難である場合。 ※訪問を行うのは、両名とも看護師である。
G	サービス提供体制強化加算Ⅱ	研修等を実施し、かつ3年以上の勤務年数の職員を30%以上配置している場合。
H	ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者について、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合。
I	看護・介護職員連携強化加算	喀たんの吸引や胃瘻又は腸瘻などからの経管栄養を実施する事業所として所定の登録を受けた訪問介護事業所と連携し、利用者様に係る計画の作成や、訪問介護職員に対する助言の支援を行った場合。

24時間対応体制について

別添②

概 要

当訪問看護ステーションは、利用者様とその介護をされる方が、24時間365日安心して療養して頂けるように、『24時間対応体制』を実施しています。

この体制は、全ての利用者様に対してではなく、同意の上ご契約頂いた方のみを対象としています。介護で不安が生じた時、営業時間外でも相談に応じ、必要時には訪問看護を利用することができます。

サービス内容

ご契約された方については、営業時間内・外、関わらず、いつでも当ステーションの電話にご連絡ください。病状に関する不安、病状の変化、管（カテーテル）類のトラブルなどの電話相談や、必要に応じて訪問看護を実施いたします。

介護保険の場合		医療保険の場合	
1割負担の方	月額 600円	1割負担の方	月額 680円
2割負担の方	月額 1,200円	2割負担の方	月額 1,360円
3割負担の方	月額 1,800円	3割負担の方	月額 2,040円
連絡を受け実際に訪問した場合	訪問看護に要した時間での基本料金	連絡を受け実際に訪問した場合	訪問看護療養費

個人情報取り扱いに関する説明書

別添③

利用者様の状態に応じてより良いサービスを提供させていただくためには、利用者様の様々な情報が必要になります。利用者様との確かな信頼関係を築き安心してサービスを受けていただくために、個人情報に厳重に注意を払い個人情報の安全な管理を行ってまいります。

1. 利用者様の情報管理については、個人情報保護に関する法律を厳守し、安全に管理いたします。
2. 利用者様の情報は、サービス提供及びステーションの運営管理に必要な範囲においてのみ収集しています。又、運営管理等に必要な場合においても利用者様の情報をお知らせすることがありますので、明示いたします。
(ステーション内部での利用)
 - 1) 当ステーションが利用者等に提供するサービス
 - 2) 医療・介護保険事務、会計等
 - 3) 管理運営業務(他の事業所等への情報提供)
 - 1) 主治医、ケアマネージャー、他のサービス提供所等との連携
 - 2) 主治医以外の医師等の意見・助言を求める場合
 - 3) ご家族への病状や状態説明
 - 4) 審査支払機関へのレセプト提出
 - 5) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - 6) 行政官庁への報告・届出等
 - 7) 警察・消防署からの照会への回答(その他の利用目的)
 - 1) サービスや業務の維持・改善の為に基礎資料
 - 2) 外部監査機関への情報提供
 - 3) 症例研究
 - 4) 学生の実習
3. 利用者様の個人情報の不正取得、紛失、破壊、改竄、漏洩を防止し、安全で正確な管理に努めます。
4. 利用者様の生活をお守りするために、個人情報を知らせる必要がある場合においても、その必要性を十分に検討し、利用者様の個人情報を保護するよう努めていきます。